

入院時食事療養費（Ⅰ）

当院は、管理栄養士により患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

1. 特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供されます。

2. 治療食の提供（腎臓病・肝臓病・糖尿病など）をしています。

3. 食堂における食事の提供をしています。